

4 府県が連携し、個人住民税特別徴収の 一斉指定に向けた取組を実施

個人住民税の特別徴収（給与差し引き）は、対象となる給与所得者が府県域を越えて通勤しているケースが存在しているため、その徹底にあたっては府県・市町村が足並みを揃えて連携して取組をすることが重要です。

近畿2府4県は平成28年10月26日、「個人住民税の特別徴収推進に関する近畿府県共同アピール」において、近畿府県が一体となって周知活動に取り組み、個人住民税の特別徴収を強く推進する旨を表明しました。

この表明に続き、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県及び府県内市町村においては、更に踏み込んだ取組として、平成30年度から原則全ての事業者を一斉に特別徴収義務者と指定する予定です。

平成29年度は直前期であり、対象となる事業主や納税者の皆様により一層の周知を図る必要があるため、4府県・府県内市町村が連携して以下の周知活動を実施します。

○主な周知活動

平成29年5月	特別徴収税額決定通知書の送付時を活用した広報の実施
10～12月	年末調整関係書類に共通チラシを同封した広報の実施 共通ポスターによる広報の実施 鉄道広告による広報の実施

平成29年5月24日

京都府知事 山田 啓二
大阪府知事 松井 一郎
兵庫県知事 井戸 敏三
和歌山県知事 仁坂 吉伸

○平成30年度の一斉指定の取組み

平成30年5月	特別徴収税額決定通知書送付 (原則全ての事業者を特別徴収義務者として指定)
6月	納税者の給与からの差し引き開始